

「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件の一部を改正する件案」について

出入国在留管理庁

第1 趣旨

第三国定住による難民の受入れについては、平成26年1月24日閣議了解（以下「本閣議了解」という。）に基づき実施されていたところ、本閣議了解は令和元年6月28日付けで一部変更され、難民としての受入れ及び家族呼び寄せの対象について、アジア地域に一時滞在している者であって所定の要件に該当する者に拡大された。

家族呼び寄せの対象者については在留資格「定住者」により受け入れているところ、上記閣議了解の一部変更を受け、出入国管理及び難民認定法第7条1項第2号の規定に基づき同法別表第2の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件」（以下「定住者告示」という。）の関連部分も改正され、第三国定住難民が呼び寄せることのできる家族については、現在以下のとおり規定されている。

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。以下「法」という。）第七条第一項第二号の規定に基づき、同法別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位であらかじめ定めるものは、次のとおりとする。

一 インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、大韓民国、中華人民共和国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル又はラオス国内に一時滞在している者であって、国際連合難民高等弁務官事務所が国際的な保護の必要なものと認め、我が国に対してその保護を推薦するもののうち、次のいずれかに該当するものに係るもの

イ （略）

ロ この号（イに係るものに限る。）に掲げる地位を有する者として上陸の許可を受けて上陸しその後引き続き本邦に在留する者が当該許可を受けて上陸する直前まで一時滞在していた国に滞在する当該者の親族であって、親族間での相互扶助が可能であるもの

この点、本閣議了解に基づくアジア地域からの第三国定住による難民の受入

れが本格化するに伴って、難民の家族構成やその所在地も多様化していることを踏まえると、呼び寄せの対象とする親族について、本体者が本邦に上陸する「直前まで」一時滞在していた国に滞在している者だけではなく、その他のアジア地域の国に滞在する者も含めて定住者の地位を認めることが適切と考えられることから、所要の改正を行うもの。

第2 改正の概要

現行の定住者告示のうち、上記1における下線部分を削除することにより、アジア地域に滞在する第三国定住難民の親族を「定住者」の対象とする。

第3 今後の予定

施行日：令和6年6月上旬